

留寿都村宿泊税の基本的な考え方

令和7年2月

留寿都村 企画観光課

目 次

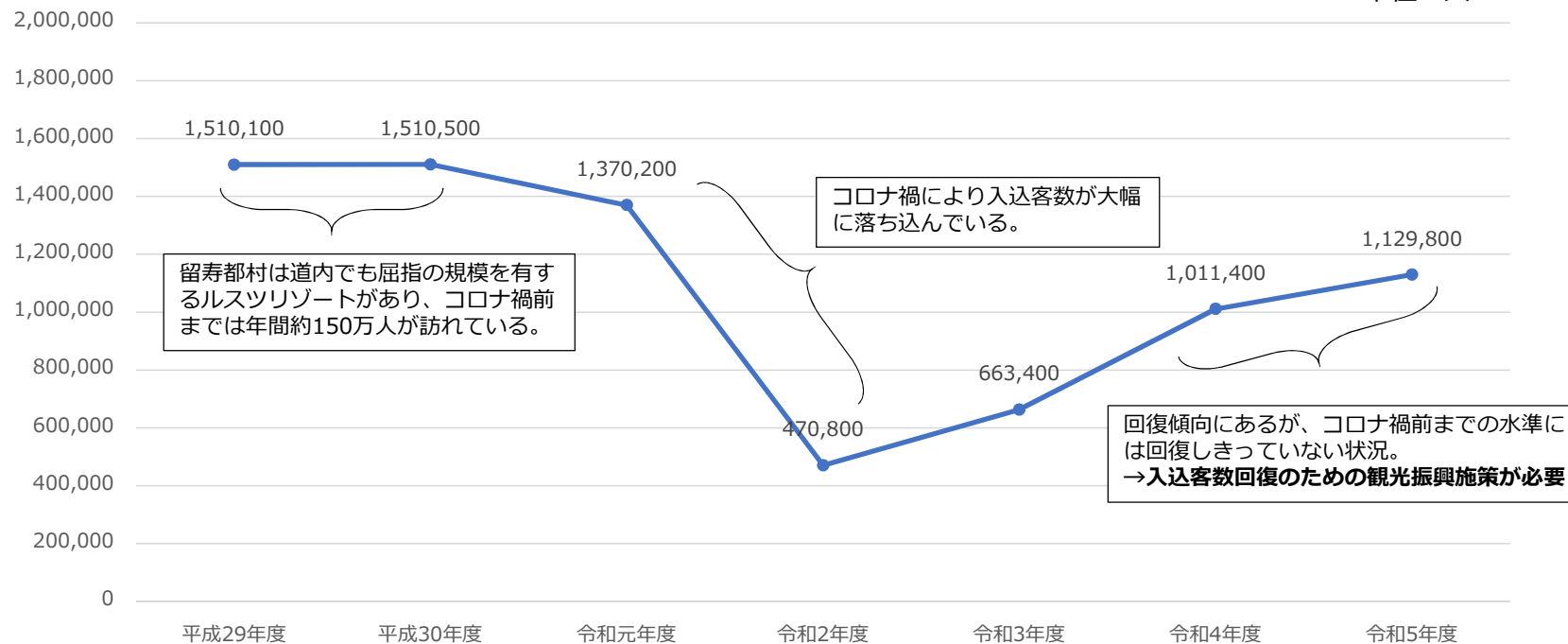
- 1 宿泊税の導入検討の背景
- 2 宿泊税（法定外目的税）の概要について
- 3 留寿都村の観光における現況と課題
- 4 宿泊税を充当する原則及び施策（案）
- 5 留寿都村宿泊税の課税要件（案）
- 6 徴収事務
- 7 導入スケジュールのイメージ
- 8 協議会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項

1 宿泊税の導入検討の背景

1-1 留寿都村の観光入込客数の推移

留寿都村の観光入込客数の推移

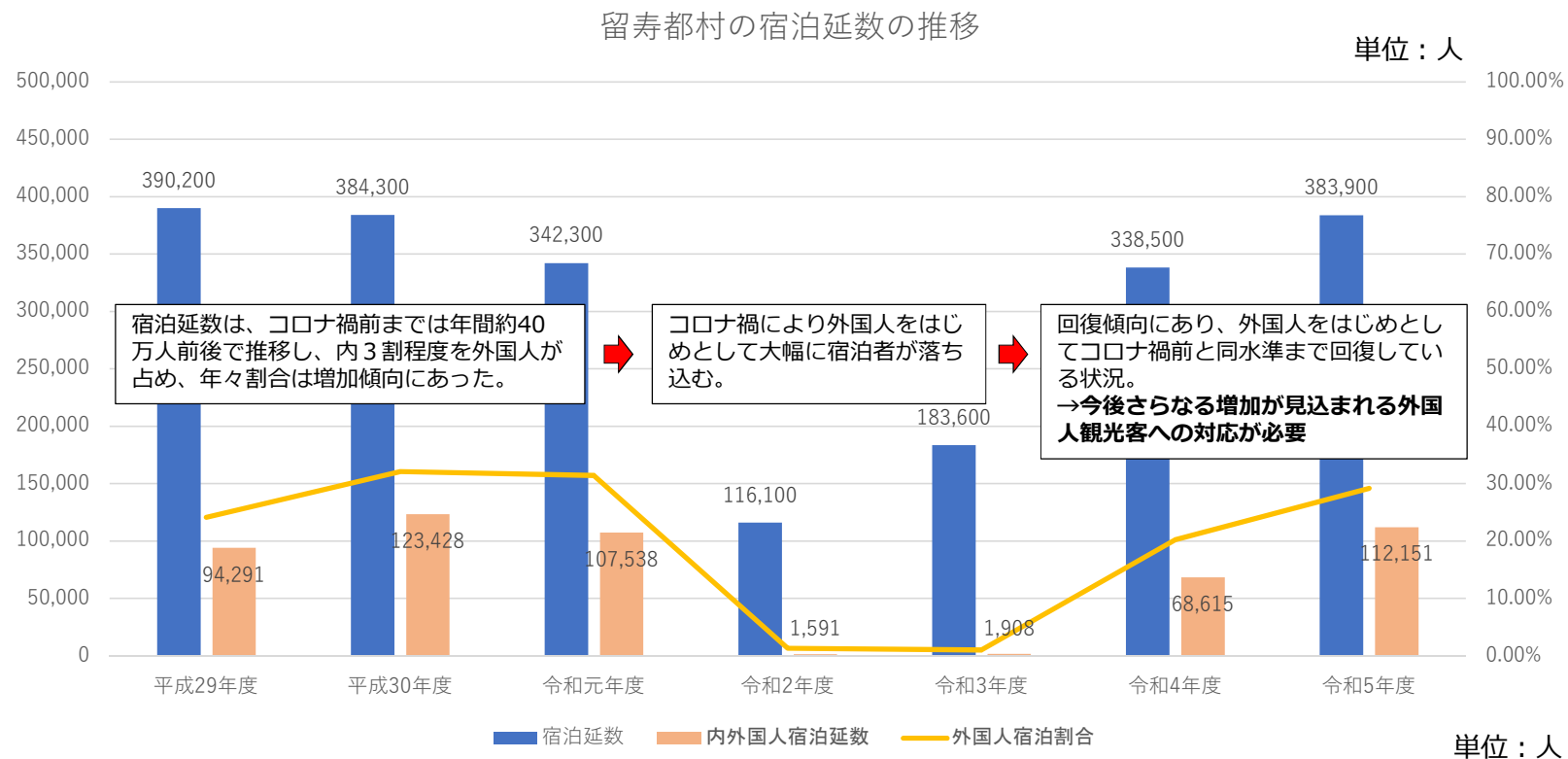
単位：人



単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光客入込数	1,510,100	1,510,500	1,370,200	470,800	663,400	1,011,400	1,129,800

1-2 留寿都村の宿泊延数の推移



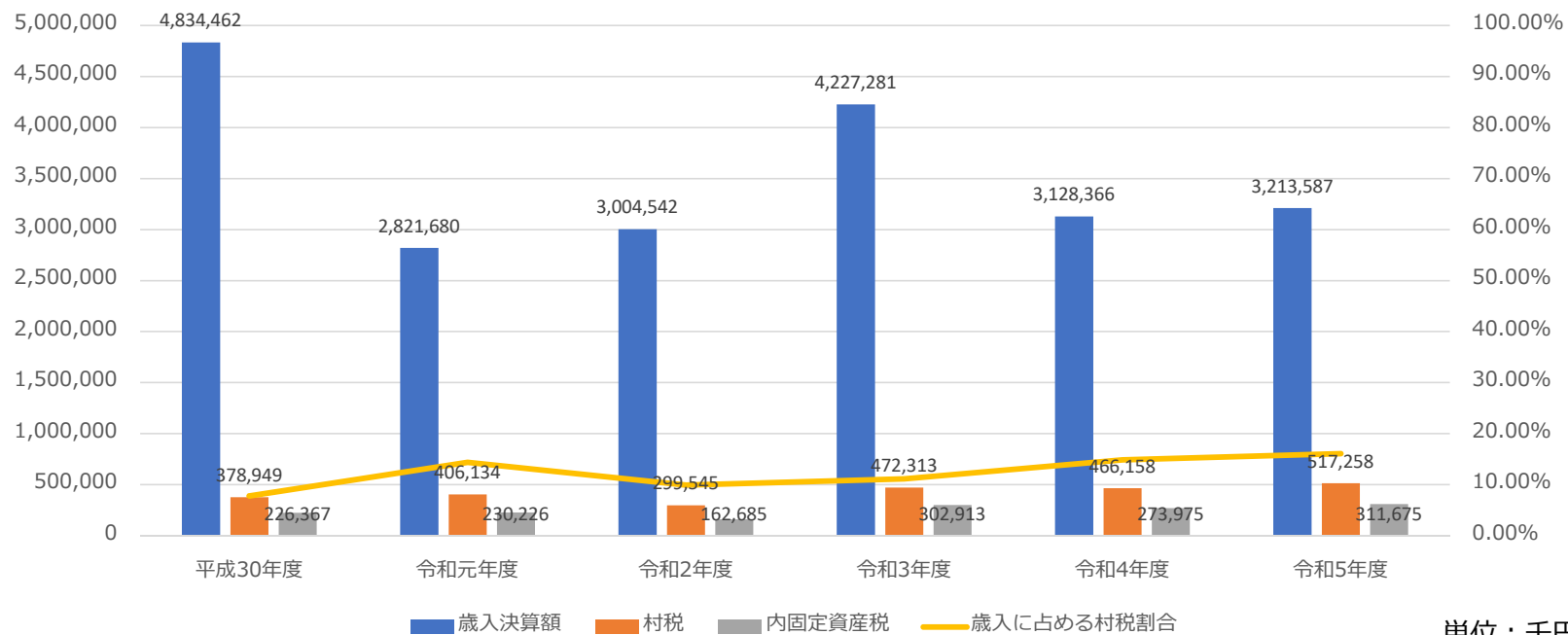
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊延数	390,200	384,300	342,300	116,100	183,600	338,500	383,900
内外国人宿泊延数	94,291	123,428	107,538	1,591	1,908	68,615	112,151
外国人宿泊割合	24.16%	32.12%	31.42%	1.37%	1.04%	20.27%	29.21%

1-3 留寿都村の歳入決算額と税収の推移

留寿都村の財政規模は平均で約30億円程度。歳入のうち村税は全体の10～15%程度、うち固定資産税は2～3億円であり、歳入の大半を地方交付税に頼っている状況。

村の歳入決算額と税収の推移

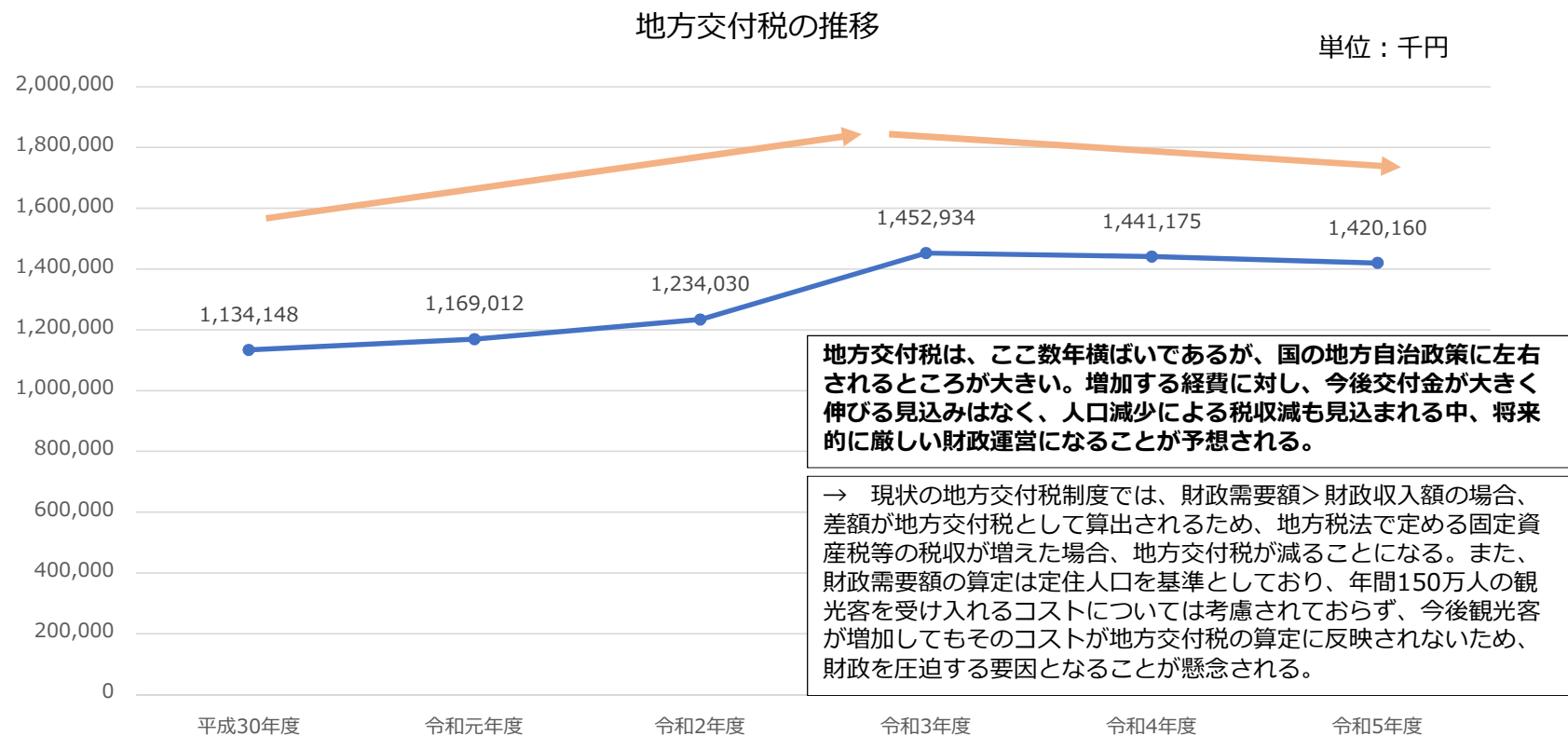
単位：千円



単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入決算額	4,834,462	2,821,680	3,004,542	4,227,281	3,128,366	3,213,587
村税	378,949	406,134	299,545	472,313	466,158	517,258
内固定資産税	226,367	230,226	162,685	302,913	273,975	311,675
歳入に占める村税割合	7.84%	14.39%	9.97%	11.17%	14.90%	16.10%

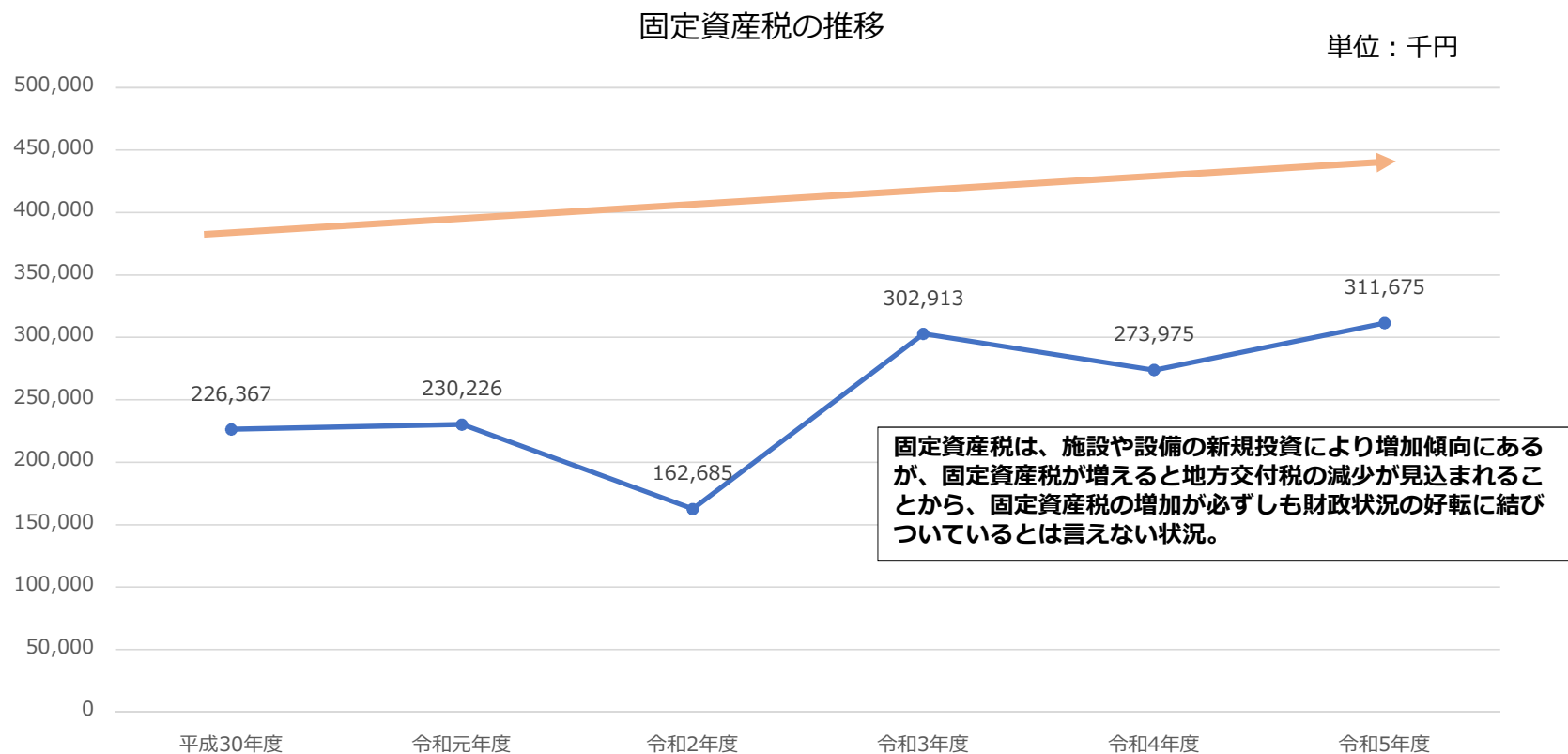
1-4 留寿都村の地方交付税の推移



単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方交付税	1,134,148	1,169,012	1,234,030	1,452,934	1,441,175	1,420,160

1-5 留寿都村の固定資産税の推移

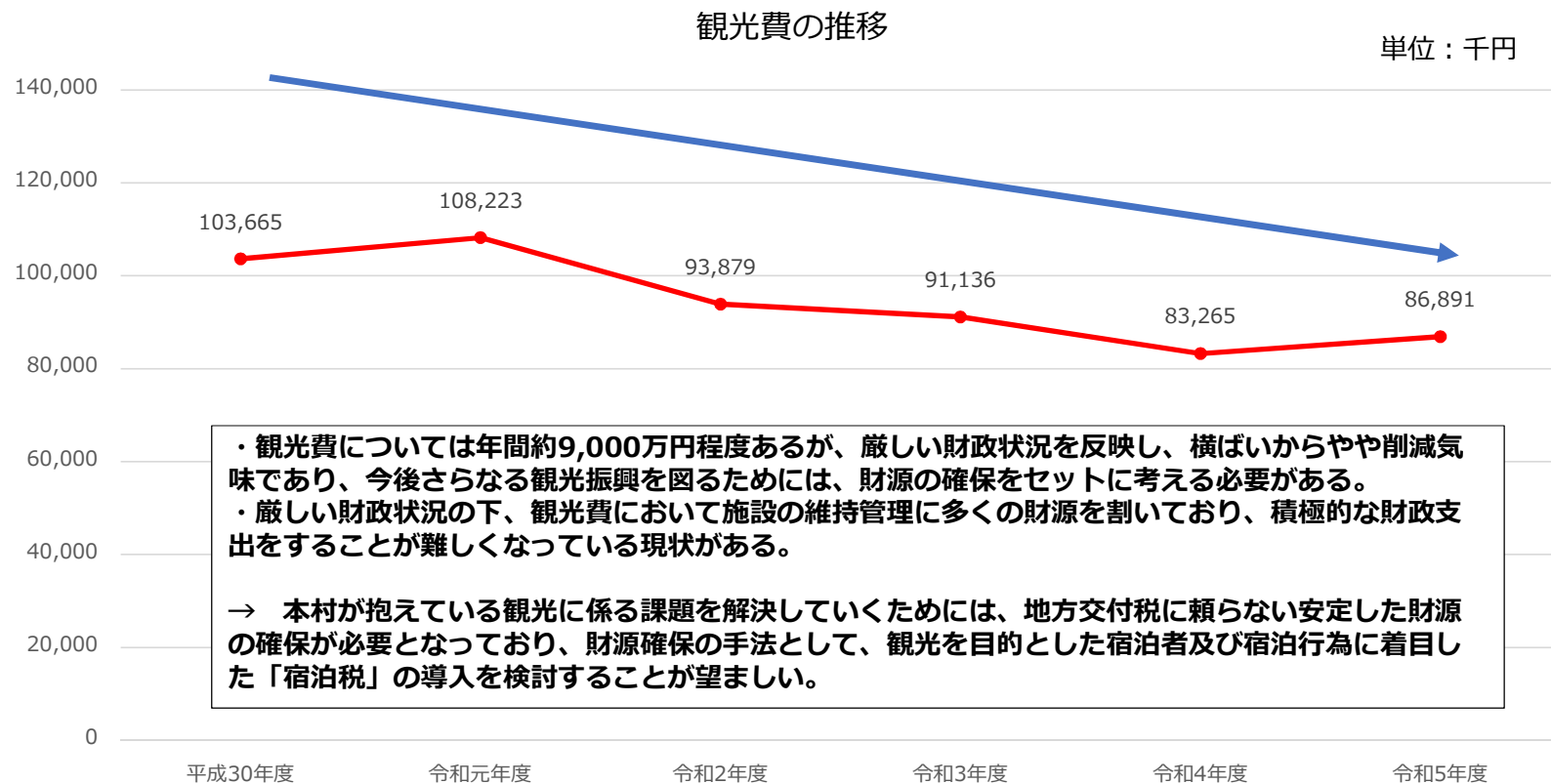


固定資産税は、施設や設備の新規投資により増加傾向にあるが、固定資産税が増えると地方交付税の減少が見込まれることから、固定資産税の増加が必ずしも財政状況の好転に結びついているとは言えない状況。

単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産税	226,367	230,226	162,685	302,913	273,975	311,675

1-6 留寿都村の観光費の推移



単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光費	103,665	108,223	93,879	91,136	83,265	86,891

1-7 令和5年度における観光費の主な内訳

観光施設の維持管理に係る経費 6,810万円

→78%

観光費については年間約9,000万円程度で推移している。このうち8割近くが施設の管理費に充てられており、人件費や物価高騰により年々維持管理に係る費用が増加する中、ソフト事業に充てられる金額は限られている状況。

項目	金額	事業費の詳細
ルスツ温泉維持管理費	1,470万円	指定管理料、施設・揚湯ポンプ等の維持管理費など
公衆トイレ維持管理費	1,770万円	清掃管理業務委託費、光熱水費、修繕費など
公園維持管理費	1,180万円	施設管理費、修繕費、機器保守点検費など
道の駅230ルスツ維持管理費	610万円	指定管理料、光熱水費、修繕費など
パークゴルフ場維持管理費	1,780万円	指定管理料、修繕費など

観光振興を促進させるための経費 1,343万円

→15%

項目	金額	事業の詳細
国道230号緑地帯整備事業	460万円	国道230号沿線の緑地帯への花苗の定植及び維持管理
留寿都村観光協会への補助金	83万円	尻別岳登山道の整備、プロモーション活動に対する補助など
留寿都村観光振興特別対策補助金	800万円	観光施設の整備及び観光事業のイメージアップを図る事業に対する補助

1-8 収入確保に適した手法について①

地方自治体の主な自主財源

種類	内容	事例	規模	安定性 継続性	受益と負担
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき不可・徴収するもの。 (普通税・目的税、法定税、法定外税)	入湯税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用を充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	一時保育事業負担金	受益者を個別に特定する必要があり規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある。
負担金	①法律に基づき、特定の利益関係等を有する者からその事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	畜産基地建設事業負担金			
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	村有施設使用料	施設利用者、役務提供先からの徴収となるため規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの	諸証明交付手数料			
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	ふるさと納税	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない。

※分担金、負担金、使用料及び手数料については、受益と負担の関係を明確にする必要があるが、観光振興に必要な施策については、様々な形態があることから、関係付けが容易ではなく、税による財源確保の手法が最も適当と考えられる。

1-9 収入確保に適した手法について②

課税対象とする観光行動の比較

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関係事業者及び課税捕捉に係る行政コスト
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	<ul style="list-style-type: none"> ・村民の日常利用との区別は一定程度可能 ・捕捉が容易 	他の観光行動と比較すると、関連する事業所数が少なく、行政コストも少ない。
入域	村内への入域行為	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能 	入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる。
交通機関利用	交通機関（バス、タクシー等）の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・村民の日常利用との区別が困難 	関連する事業所数も多く、課税対象を把握するための行政コストも大きい
駐車場	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店での飲食行為		
お土産購入	商店・売店等での土産品等の購入		

※課税対象を観光行動に特定した場合、課税対象の捕捉の困難度合い及び賦課徴収に係る行政コストを考慮した場合、「宿泊行為」を課税対象とすることが費用対効果の面から最も適当と考えられる。

→ 自主財源の方法及び課税対象とする観光行動を比較した場合、観光振興を目的とした事業に充当する自主財源の徴収方法としては、「宿泊行為」を課税対象とした「目的税」＝「宿泊税」によることが望ましい。

2 宿泊税（法定外目的税）の概要について

2-1 法定外目的税について①

法定税

地方税法に定められている税目

(例) 住民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税など

法定外税

地方税法に定める税目以外に、条例に基づき設けられた税目

(例) 核燃料税、産業廃棄物税、宿泊税など

普通税

税収の用途を定めていない税目

= 一般財源として自治体の裁量で各費用に充当

目的税

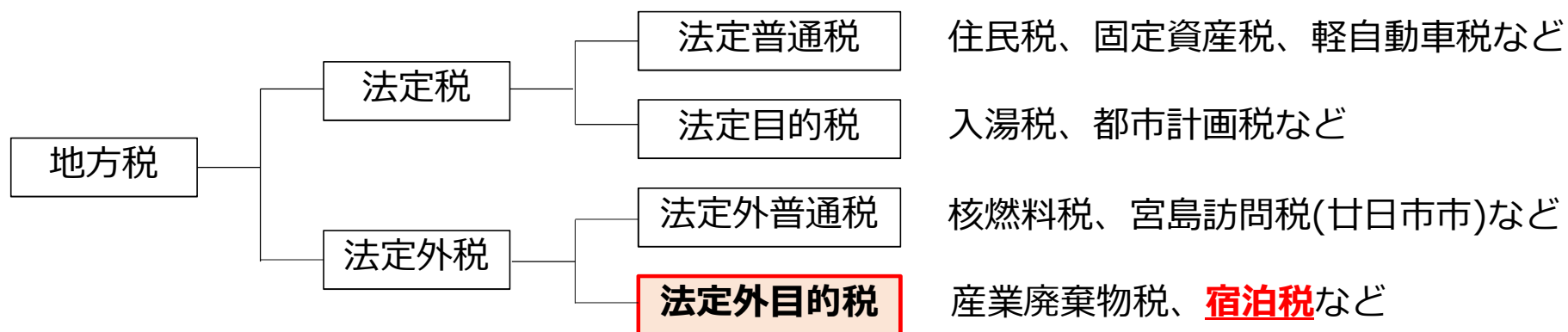
税収の用途が定められている税目

= 「観光振興を図る施策」といった具体的な費用に充当

…「宿泊税」は「法定外目的税」となる

2-2 法定外目的税について②

地方税の区分



地方税法（昭和25年法律第226号）抜粋

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

2-3 法定外目的税について③

法定外税新設の新設等の手続

地方公共団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方公共団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、意義があるときは、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方公共団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認めるときは、総務大臣に対して勧告を行います。

(※総務省資料より抜粋)

【参考】特定納税義務者

当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者です。

- (1) 条例施行後5年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の1 / 10を超える見込みがあること
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の1 / 10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

2-4 宿泊税において検討すべき主な項目

項目	内容（他市町村例）
課税客体	・ 宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所・民泊住宅など）
税収の用途	・ 観光の振興を図る施策に要する費用、観光資源の魅力を高める施策に要する費用、受け入れ環境の充実に要する費用など
課税標準	・ 宿泊施設への宿泊数（定額制） ・ 宿泊施設への宿泊料金（定率制）
納税義務者	・ 宿泊施設への宿泊者
徴収方法	・ 特別徴収（宿泊者から徴収、宿泊事業者が納付）
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一律定額制の場合：1人1泊 ●●●円 → 宿泊料金に関わらず一定額で課税（小樽市等） ・ 段階的定額制の場合：1人1泊 2万円未満●●●円、2万円以上●●●円など → 設定した区分ごとの宿泊料金に応じて課税（北海道、二セコ町等） ・ 定率制の場合：宿泊料金の●% → 宿泊料金に応じて課税（倶知安町）

2-5 定額制と定率制の特徴比較

項目	定額制	定率制
税収額	△ 宿泊単価の上昇は税収に影響しない	○ 宿泊単価が上がれば税収も増える
観光客の負担	△ 安価な宿泊費に対しては負担が大きい 単価、季節性、負担能力が変わっても支払額は同じ	○ 宿泊費に対応した税額 単価、季節性、負担能力に応じた支払額
受益と負担の関係	○ 宿泊料金によらず一律の負担 同じ受益に対し公平な負担	△ 宿泊料金によって負担が変化する 同じ受益に対し公平ではない
徴収のタイミング	○ 決済時でもチェックアウト時でも徴収可能	△ 決済時のみ徴収（宿泊料金確定後に徴収）
算出方法	○ 徴収額が一律でわかりやすい	△ 税額が一律ではないため算出が必要 （食事代が含まれている場合の宿泊費の算出）
閑散期の負担軽減	△ 価格調整による需給バランスの確立を阻害する	○ 価格調整による需給バランスの確立を阻害しない
先行事例との親和性	○ 国内事例は多い	△ 国内事例は少ないが海外は一般的 （インバウンドに説明しやすい）
社会・経済状況への対応	△ インフレやデフレなどに対応できない	○ 経済状況に対応しており再設定の必要がない

※江崎貴昭『宿泊税導入のプロセス』（観光文化261号（日本交通公社））、12pの資料を基に作成

2-6 【参考】入湯税について

村税条例（昭和25年条例第3号）抜粋

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- （1） 年齢15才未満の者
- （2） 年齢65才以上の者
- （3） 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者
- （4） 共同浴場又は公衆浴場に入湯する者
- （5） 震災及び風水害等の被災者であって村長が認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日宿泊150円、日帰100円とする。

（入湯税の徴収方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する法定目的税です。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされています。

3 留寿都村の観光における現況と課題

3-1 留寿都村の観光における現況と課題①

第6次留寿都村総合計画（前期基本計画：2021～2025年）より抜粋

現況と課題		必要な施策・取組
<p>・観光協会への支援を通じ観光PRや集客事業の取組が図られていますが、より効果的で新たな企画が求められているところではあります。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>観光情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した観光情報の発信、観光客誘致 ・ 観光協会を中心とした新たな観光PR事業や集客事業への取組支援 <p>観光協会の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者が観光客誘致に取り組む体制づくりの推進
<p>・案内看板の外国語対応が進んでいないため、外国人の受入環境が整っていません。</p>	<p>→</p>	<p>外国人観光客への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや観光パンフレット、道路案内表示等による観光情報の充実 ・ 外国人観光客にも対応した効果的な情報提供
<p>・遊具など公園内の施設の長寿命化について、計画的な管理・更新のため計画の策定が必要な時期にきており、施設内の設備のマニュアル化や台帳整備の必要性が高まっています。</p>	<p>→</p>	<p>観光施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等の老朽化対策やバリアフリー化に向けた取組 ・ 「ルスツふるさと公園」における活用方法の検討

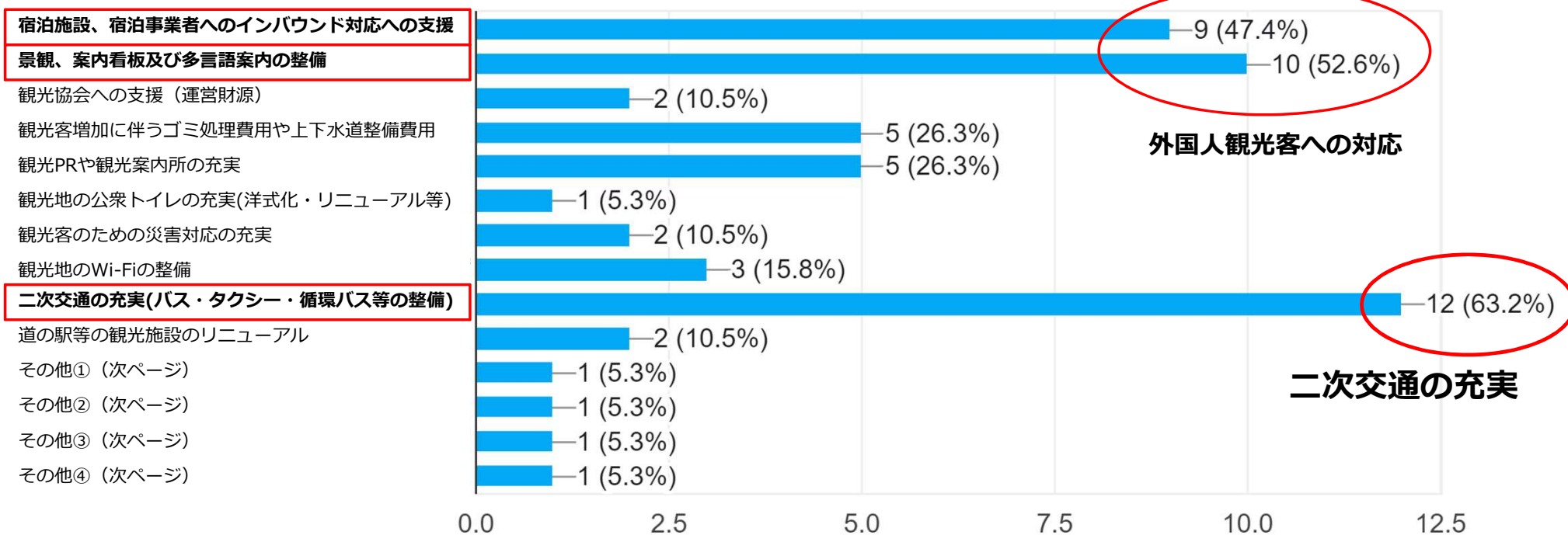
観光振興を図るために必要な施策

3-2 留寿都村の観光における現況と課題②

宿泊税導入の検討に関するアンケート（宿泊事業者）調査結果より抜粋

宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。（複数回答可）




19件の回答



3-3 留寿都村の観光における現況と課題③

宿泊税導入の検討に関するアンケート（宿泊事業者）調査結果より抜粋

その他の意見（自由記述）

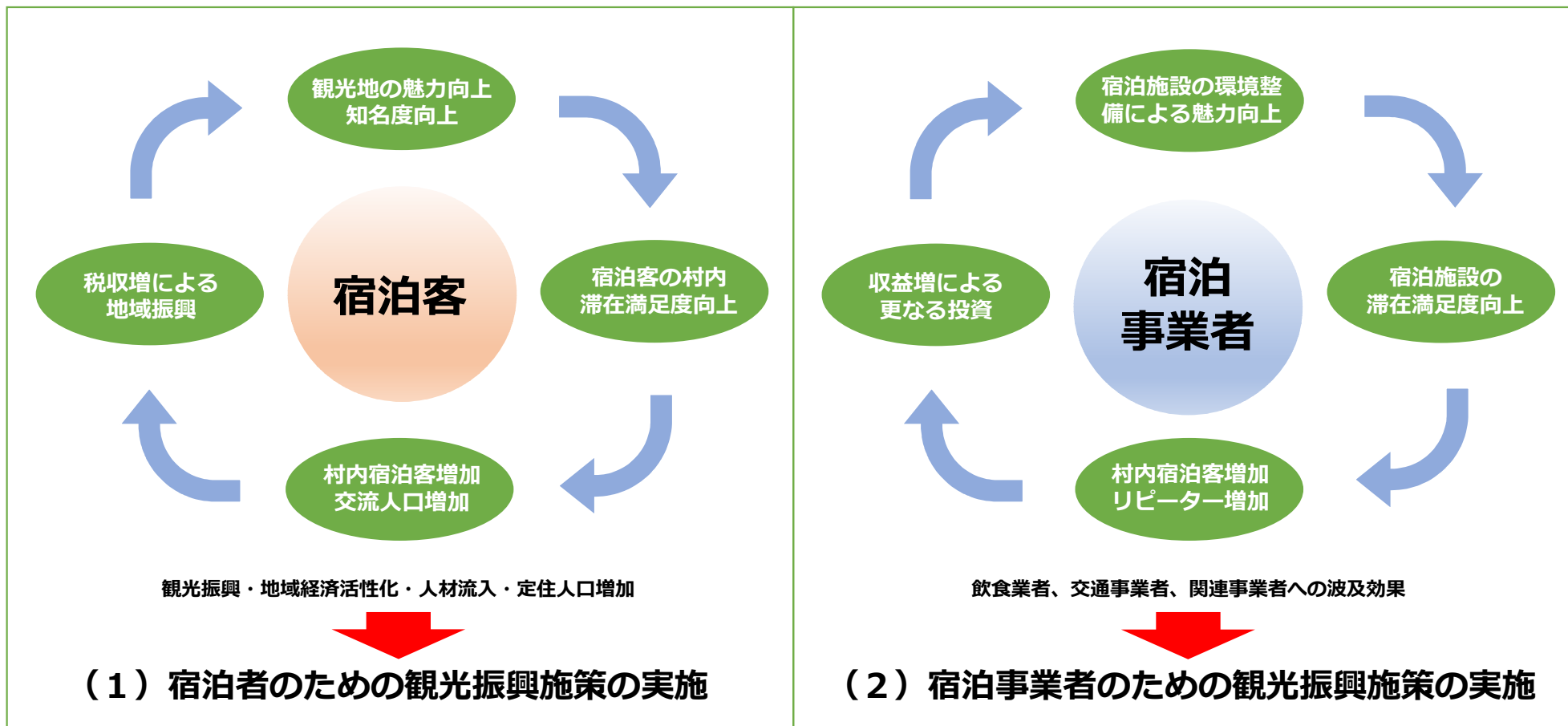
現況と課題		必要な施策・取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ルスツリゾート内に公的な冬季インバウンド英語対応の観光総合案内所の設置。 		<p>観光情報発信の強化</p> <p>外国人観光客への対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ～ルスツリゾート間の道南バスの復活支援。 ・リゾートや宿泊施設、観光施設等を廻る村内循環バスの充実。 ・公共交通機関がないので巡回バス等が欲しい。又はライドシェアの導入、Uber eats等食事提供の仕組みが欲しい。交通手段が少なく、飲食店が圧倒的に足りていない。この2点が毎シーズン客からの改善リクエストのため、街をあげて改善してもらえたら、客足が格段に上がると思われる。 ・道の駅の飲食店を充実させて、特に冬の閑散期の集客対策を早急に改善してインバウンドにもっと利用できるようにしてほしいです。 	 	<p>二次交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設と村内等を巡回する村内循環バスの整備 <p>飲食店の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の新規開業促進 ・飲食店の誘致 ・道の駅の飲食店の充実

観光振興を図るために必要な施策

4 宿泊税を充当する原則及び施策(案)

4-1 宿泊税を充当する原則①

留寿都村において宿泊税を導入する目的



4-2 宿泊税を充当する原則②

留寿都村において宿泊税を導入する目的

(1) 宿泊者のための観光振興施策の実施

- ① 二次交通の充実
- ② 飲食店の充実
- ③ 外国人観光客への対応
- ④ 観光施設の老朽化対策

(2) 宿泊事業者のための観光振興施策の実施

- ⑤ 観光情報発信の強化
- ⑥ 観光協会の体制強化
- ⑦ その他観光振興に必要な対策
(宿泊事業者への支援等)

→ 上記の施策推進に必要となる「新規事業」の財源に「宿泊税」を充当することを原則とする。

4-3 宿泊税を充当する原則③

※お示している項目は、現時点で想定される観光振興に必要な施策の案＝一例です。実際には、毎年の予算編成の過程の中で、事業金額を含め具体的な内容が検討され、内部査定や議会における協議・議決を経て最終的に決定されるものであり、現時点で確定したものではないこと、その時々々の環境の変化や国の政策の変化によって事業規模を含め内容が変動するものであることにご留意願います。

留寿都村の観光振興に必要な施策＝使途事業

(1) 宿泊者のための観光振興施策の実施

基本的な方針	必要な施策の例
① 二次交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設と村内等を巡回する村内循環バスの整備 ・ 留寿都村と二セコ周辺エリアを結ぶシャトルバス運行の検討
② 飲食店の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の誘致及び新規開業促進 ・ 道の駅の飲食店の充実
③ 外国人観光客への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや観光パンフレット、道路案内表示等による観光情報の充実 ・ 外国人観光客にも対応した効果的な情報提供
④ 観光施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業が所有する観光施設の老朽化対策への支援 ・ 「ルスツふるさと公園」の利活用方法の検討（リニューアル）、道の駅、ルスツ温泉の老朽化対策

(2) 宿泊事業者のための観光振興施策の実施

基本的な方針	必要な施策の例
⑤ 観光情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した観光情報の発信、観光客誘致 ・ 観光協会を中心とした新たな観光PR事業や集客事業への取組支援 ・ 新たな観光スポットとしての景観づくり
⑥ 観光協会の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者が観光客誘致に取り組む体制づくりの推進
⑦ その他観光振興に必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者におけるインフラ整備に対する支援 ・ 宿泊事業者の従業員確保に対する支援 ・ キャッシュレス決済、DX化の推進 ・ 観光地マスタープランの策定

4-4 令和5年度における観光費の主な内訳（再掲）

観光施設の維持管理に係る経費 6,810万円

→ 老朽化の進行により施設の維持管理に多額の費用が必要

項目	金額	事業費の詳細
ルスツ温泉維持管理費	1,470万円	指定管理料、施設・揚湯ポンプ等の維持管理費など
公衆トイレ維持管理費	1,770万円	清掃管理業務委託費、光熱水費、修繕費など
公園維持管理費	1,180万円	施設管理費、修繕費、機器保守点検費など
道の駅230ルスツ維持管理費	610万円	指定管理料、光熱水費、修繕費など
パークゴルフ場維持管理費	1,780万円	指定管理料、修繕費など

観光振興を促進させるための経費 1,343万円

→ 前頁の新規事業を推進するために安定した財源が必要

項目	金額	事業の詳細
国道230号緑地帯整備事業	460万円	国道230号沿線の緑地帯への花苗の定植及び維持管理
留寿都村観光協会への補助金	83万円	尻別岳登山道の整備、プロモーション活動に対する補助など
留寿都村観光振興特別対策補助金	800万円	観光施設の整備及び観光事業のイメージアップを図る事業に対する補助

増額分 = 新規事業の財源に「宿泊税」を充当

4-5 宿泊税及び入湯税における観光振興事業への充当イメージ①

種類	事業名	事業の詳細	充当の考え方
宿泊税	① 二次交通の充実	宿泊施設と村内等を巡回する村内循環バスの整備、留寿都村と二セコ周辺エリアを結ぶシャトルバス運行の検討	<p>※お示している項目は、現時点で想定される観光振興に必要な施策の案＝一例です。</p> <p>観光振興を推進するため今後必要となる「新規事業」及び「追加（増額）事業」に充当</p> <p>※剰余金が生じる場合は観光振興基金へ積み立て</p>
	② 飲食店の充実	飲食店の誘致及び新規開業促進、道の駅の飲食店の充実	
	③ 外国人観光客への対応	ホームページや観光パンフレット、道路案内表示等による観光情報の充実、外国人観光客にも対応した効果的な情報提供	
	④ 観光施設の老朽化対策	「ルスツふるさと公園」の利活用方法の検討（リニューアル）、道の駅・ルスツ温泉の老朽化対策、民間企業への支援等	
	⑤ 観光情報発信の強化	SNS等を活用した観光情報の発信、観光客誘致、観光協会を中心とした新たな観光PR事業や集客事業への取組支援、新たな観光スポットとしての景観づくり等	
	⑥ 観光協会の体制強化	関係者が観光客誘致に取り組む体制づくりの推進	
	⑦ その他観光振興に必要な対策	宿泊事業者におけるインフラ整備に対する支援、宿泊事業者の従業員確保に対する支援、キャッシュレス決済、DX化の推進等	
	⑧ 導入に係る費用	特別徴収義務者交付金、システム改修費補助金	
入湯税	環境衛生施設の整備	ごみ処理等に係る経費（衛生組合負担金等）	<p>従前の「観光施設の維持管理に係る経費」の一部に充当</p>
	鉱泉源の保護管理施設の整備	温泉施設の維持管理に係る経費（修繕費等）	
	消防施設等の整備	消防署留寿都支署の維持管理に係る経費（消防組合負担金等）	
	観光振興（観光施設の整備を除く）	観光施設の維持管理に係る経費（施設管理費・指定管理料等）	

※ 入湯税については、従前の観光費（観光施設の維持管理に係る経費）の一部に充当することを想定。

※ 宿泊税は、観光振興を推進するにあたり新たに必要となる施策＝「新規事業」の一部に充当することを想定。

4-6 【参考】令和4年度決算における入湯税充当事業

【歳入】	入湯税	36,617千円	①
【歳出】	入湯税充当可能事業	135,579千円	②

【入湯税充当可能事業の経費内訳】

事業名	事業費	備考
環境衛生施設の整備	22,281千円	
鉱泉源の保護管理施設	0千円	
消防施設等の整備	30,033千円	
観光施設の整備	0千円	
観光振興（観光施設の整備を除く）	83,265千円	③
合計	135,579千円	④

※ ①<④であり、入湯税は充当可能事業の合計④のうち一部に充当し、残りは一般財源等を充当している。
 → ①<③であり、「観光振興（観光施設の整備を除く）の費用＝観光施設の維持管理に係る経費」の一部に充当

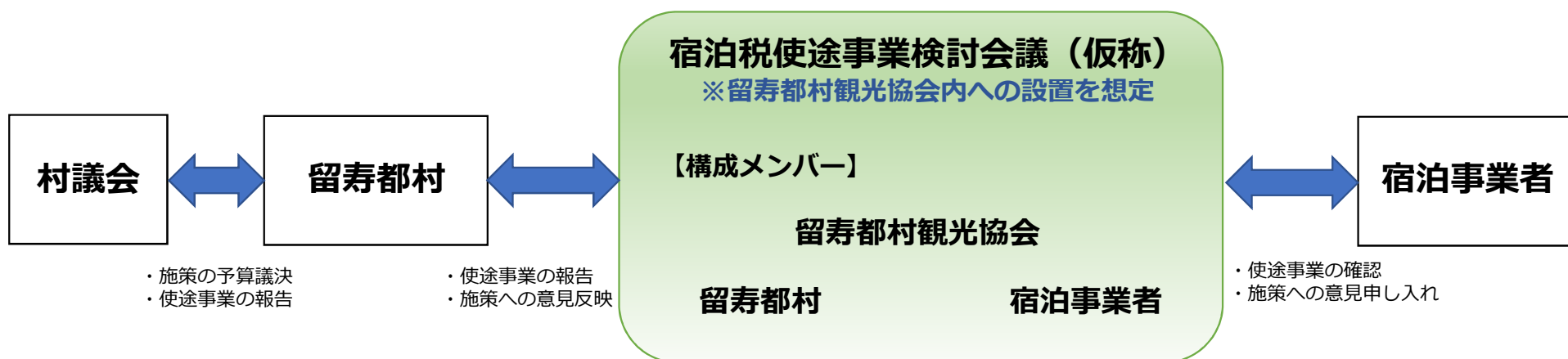
【地方税法（昭和25年法律第226号）】

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

4-7 使途事業を検討する協議の場の構築について

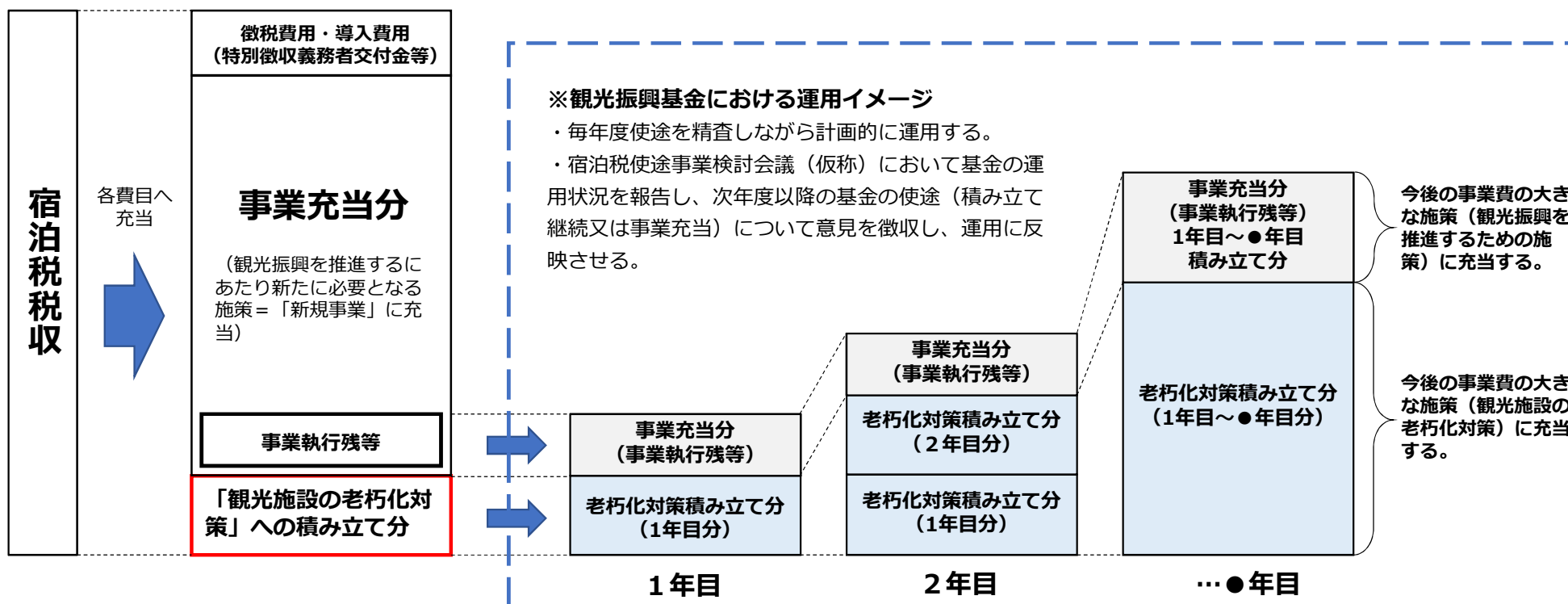
- ・ 宿泊税は「観光振興を図るため」の目的税であり、その税収や使途について、透明性の確保が求められていることから、留寿都村及び宿泊事業者の双方が意見交換を行い、「宿泊税を充当する原則」に基づき、施策・使途事業の検討を行う場の構築が必要。
- ・ 納税義務者である宿泊者及び宿泊事業者に対し、公の場において使途事業を目に見える形で示した上で、宿泊事業者の観光振興施策・使途事業への積極的な関与を目的として「宿泊税使途事業検討会議（仮称）（以下「検討会議」）」の設置を検討する。
- ・ 検討会議では、観光振興の取組、実情、課題及び税制度の施行実態を確認し、意見交換を継続的に実施する。
- ・ 留寿都村観光協会が中心となり地域の宿泊事業者等の意見を集約し、村の施策に反映させる。
- ・ 村は毎年充当した事業について報告を行うとともに、宿泊事業者の意見に基づき次年度以降の施策を検討する。
- ・ 条例の施行後5年程度を目途に、社会経済情勢等の推移等を勘案し、適宜宿泊税制度の検討の機会を設け、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【協議会（仮）組織イメージ】



4-8 宿泊税の運用方法について

- ・徴収した宿泊税は、当年度の観光振興を推進するための施策に充当するほか、一定額は「④観光施設の老朽化対策」のための原資として、基金に積み立て、将来的に発生する施設改修等をはじめとする事業費の大きな施策への充当に備える。
- ・充当した事業において、執行残が発生した場合は、基金に積み立て、今後の事業費の大きな施策への充当に備える。
- ・宿泊税使途事業検討会議（仮称）における意見に基づき、観光施設等の将来を見通し、使途を精査しながら基金を運用する。



5 留寿都村宿泊税の課税要件（案）

5-1 定率制による課税の検討について

北海道の宿泊税の検討状況を踏まえた本村の考え方

・北海道においては、「段階的定額制」による宿泊税の導入を進めており、令和6年12月開催の道議会へ条例提案を行ったところですが、「段階的定額制」を導入した場合、既に「定率制」により宿泊税を導入している倶知安町においては、2つの異なる制度が混在することになり、宿泊事業者の負担が多大なものとなることから、問題解決に向け双方で協議を進め、令和6年12月10日に最終合意に至ったところです。

・道と倶知安町との合意を踏まえ、道議会において条例の修正案が提出され、**定率制を導入している市町村（倶知安町）に対しては、「道税に相当する額」を納付することを条件に道税を課税しない旨の規定を追加した条例案が可決された**ところです。

・本村としては、協議会における委員からの意見も踏まえ、当初から「定率制」による導入の検討も模索してきたところですが、「定率制」の導入により2つの制度に対応する必要に迫られる宿泊事業者の負担を考慮した場合、北海道と同じ「段階的定額制」を導入した方が、税の「公平・中立・簡素」という原則の点からも望ましいと考えていたところです。しかしながら、上記の**北海道の方針変更を踏まえ、定率制の導入に向けた諸条件のハードルが下がったと判断し、定率制による導入を前提として検討を進めたい**と考えているところです。

・ただし、「定率制」による導入については、**協議中である北海道の制度が総務省の同意を得られることを前提**とし、仮に不同意となった場合は、定率制ではなく「段階的定額制」による導入も含め再検討を行いたいと考えています。

5-2 留寿都村宿泊税の制度概要（案）

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

宿泊税の検討案（概要）

課税要件	検討案（内容）
名称	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	留寿都村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設（民泊住宅）
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1人の宿泊料金 ・1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1部屋の宿泊料金 ・1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1棟の宿泊料金
納税義務者	上記施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	定率制 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金の2.0%+道税相当額分（0.2%～1.0%程度） ※現時点で2.2%～3.0%程度を想定
収入見込	約1億4,100万円～1億9,200万円（道税相当分6,700万円を含む）
免税点	設けない
課税免除	修学旅行など学校行事

5-3 留寿都村宿泊税の課税要件（案）①

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

宿泊税の課税要件①

項目	要件	考え方
納税義務者	留寿都村内に所在する次の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。 ・旅館業法に規定する宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設（民泊住宅）	先行導入自治体及び北海道に準じ、課税客体を宿泊行為としており、宿泊施設の形態にかかわらず、宿泊者が行政サービスを受用する程度は変わらないことから、課税の公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とする。
課税免除 （一定の条件で課税しない）	次に掲げる者に対し課税を免除する。 ・修学旅行その他学校行事に参加する者（生徒児童等及び引率者） ・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設が実施する行事に参加する3歳以上の幼児及び引率者	教育課程に公益性を認め、修学旅行やその他学校行事等については課税免除とする。先行自治体とは区分が異なるが、納税者にとってのわかりやすさ、簡素化及び納税の利便性を考慮し、北海道に準じた区分とする。
課税標準	次に定める宿泊料金とする。 ・1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1人の宿泊料金 ・1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1部屋の宿泊料金 ・1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1棟の宿泊料金	倶知安町に準じた定率制による課税とする。
税率	宿泊料金の100分の2(2.0%)に道税相当額分を加算した税率とする。 (2.0%+道税相当額分(0.2%~1.0%程度)) ※現時点で2.2%~3.0%程度を想定	村税としての税率は、先行導入自治体である倶知安町に準じ宿泊料金の2%とする。また、北海道宿泊税条例第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、「道が徴収すべき宿泊税の額に相当する額」を村が納付することから、道税相当額分を税率に加算し徴収する。
徴収方法	特別徴収	先行導入自治体及び北海道に準ずる。
特別徴収義務者	宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者として村長が指定する者	先行導入自治体及び北海道に準じ、全面的に経営を受託している等実際にその施設の経営に責任を有している者を特別徴収義務者に指定できる規定を設ける。

5-4 留寿都村宿泊税の課税要件（案）②

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

宿泊税の課税要件②

項目	要件	考え方
特別徴収義務者の登録等	宿泊施設の経営を開始しようとする5日まで 宿泊税の徴収について便宜を有する者は指定を受けた日から10日以内	宿泊施設毎に特別徴収義務者の登録の申請を行う。
申告納入	毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に徴収すべき宿泊税について申告し、納入する。	北海道においては、年4回（3月毎）の申告納入であるが、本村については毎月末とする。
納税管理人	特別徴収義務者が村内に住所等を有しない場合、納入に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定め、村長に承認を得る。	他の税目と同様に納税管理人に係る規定を設ける。
特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、帳簿を備え、必要事項を記載し、5年間保存するとともに、売上傳票その他の書類を作成し2年間保存しなければならない。	先行自治体とは保存期間が異なるが、納税者にとってのわかりやすさ、簡素化及び納税の利便性を考慮し、北海道に準じた保存期間とする。
関係帳簿書類の電磁的記録による保存等	帳簿及び書類については、電子的記録による保存等を認める。	納税者にとってのわかりやすさ、簡素化及び納税の利便性を考慮し、北海道に準じ電子的記録に係る規定を設ける。
免税点 （一定金額に満たなければ課税しない）	免税点は設けない。	宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましい。特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、北海道に準じ免税点は設けない。
納税管理者に係る不申告に関する過料	正当な理由がなく納税管理人の申告をしなかった場合、10万円以下の過料に処する。	先行導入自治体及び北海道に準じた罰則規定を設ける。
帳簿記載義務違反等に関する罪	特別徴収義務者が帳簿の記載義務及び書類の作成義務並びに帳簿及び書類の保存義務に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金刑に処する。	先行自治体とは罰金額が異なるが、納税者にとってのわかりやすさを考慮し、北海道に準じた罰則規定とする。

5-5 留寿都村宿泊税の課税要件（案）③

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

宿泊税の課税要件③

項目	要件	考え方
施行期日	別途、規則で定める日から施行する。	条例の議決後（公布後）に総務省と協議を要することから、総務大臣の同意が得られた後に施行する。
経過措置	公布日時点において現に事業を営んでいる宿泊施設事業者においては施行日の5日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行う。	既に事業を営んでいる事業者に対する経過措置を設ける。
検討 （条例の見直し）	条例の施行後5年ごとに、検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の規定について、適宜検討の機会を設け、その結果について必要な措置を講ずる。

5-6 留寿都村宿泊税の課税要件（案）④

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

【参考】 税額のイメージ（2.5%の場合）

区分	(留寿都村分)	(北海道相当分)	宿泊税合計	参考：京都市
2万円未満 (8,000円の場合)	(100円)	(100円)	200円	200円
2万円以上5万円未満 (21,000円の場合)	(325円)	(200円)	525円	500円
5万円以上 (51,000円の場合)	(775円)	(500円)	1,275円	1,000円

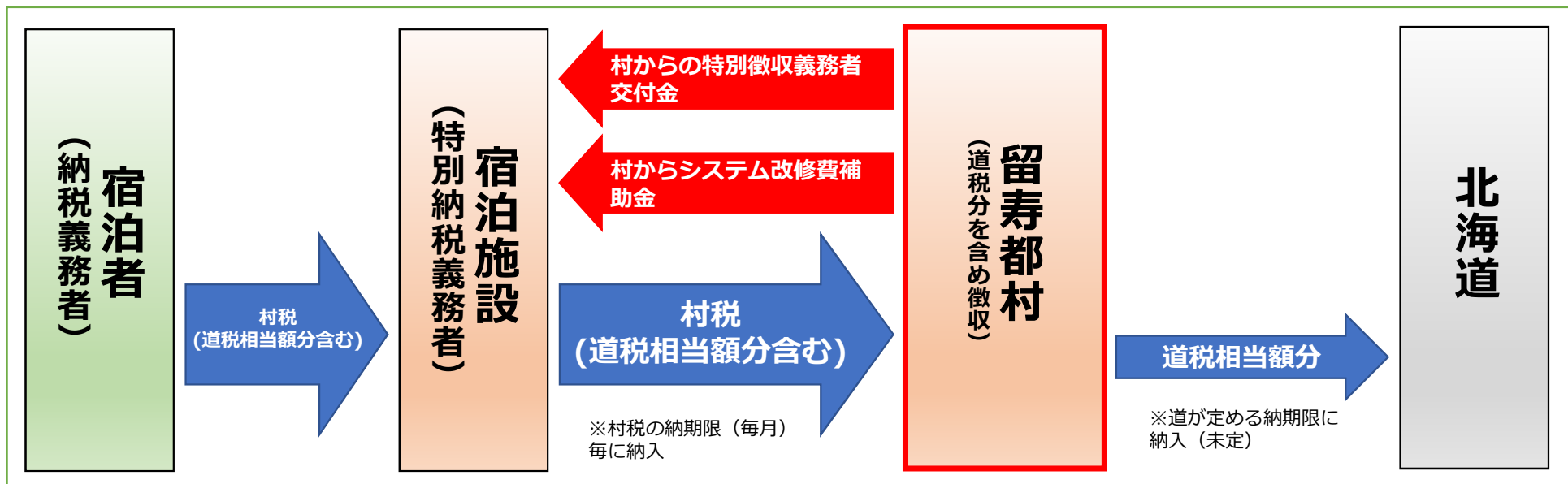
定率制を導入する場合、道の宿泊税は課税されず、代わりに村が「道の宿泊税に相当する額」を道に納付することから、道税相当額分を合わせ一括して宿泊税を徴収する。特別徴収義務者の届出等については村のみとなる。

6 徵收事務

6-1 徴収事務について①

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

徴収事務の流れ



※徴収事務に係る経費について

特別徴取義務者となる宿泊施設の負担軽減のため、以下の交付金・補助金を交付します。

- ① 特別徴収義務者交付金
- ② 宿泊施設へのシステム改修費補助金

6-2 徴収事務について②

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

徴収に係る基本的な考え方

- ・ 特別徴収義務者及び納税管理人の登録の申請等については、村の様式により申請する。
→道税は課税されないことから、道への申請は不要。
- ・ 宿泊税納入申告書等の様式については、倶知安町等の先行導入自治体の様式をベースに策定を検討。
- ・ 関係帳簿及び書類については、一定の要件を満たすことにより、電子的記録（システム等）による保存を認める。
→システム操作説明書等の備付や電磁的記録の出力環境を整えておく等、国税関係法令の規定に準じた要件とする。
- ・ 宿泊料金については、飲食、遊興、施設の利用代及び消費税額等を控除した金額とする。
→相当額を明確に分離できない場合については、先行導入自治体及び北海道の規定に準じ、みなし金額を控除できるよう検討。（例 倶知安町：1泊1食の場合10%を控除）
- ・ いわゆるスポーツ合宿については課税免除の対象外となる。

6-3 特別徴収義務者交付金（案）①

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

基本的な考え方

- ・ 宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、先行導入自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給している。
- ・ 導入先行自治体では、事務負担分として2.0～2.5%の交付金等に加え、導入後の5年間は特例措置として0.5%を上乗せしており、本村においても、先行導入自治体に準じた取り扱いを基本とすることが望ましいが、現金以外の決済において手数料（概ね3.0%～4.0%）が発生していることも考慮する必要がある。
- ・ 今後導入を予定している北海道では、導入準備・初期の事務負担を考慮し、本則の2.5%に加え、導入後の5年間は、特例措置として1.0%を上乗せした3.5%による交付を検討していることから、本村においては、北海道の率に準じ、納期内納入金額の2.5%を基本（本則）とし、導入から5年間は特例措置として1.0%を上乗せした3.5%による交付を基本的な方針とする。

【留寿都村案】

特別徴収義務者交付金 納期内納入金額の2.5%（本則）

※導入から5年間は特例措置として+1.0%（=3.5%）

【北海道案】

特別徴収義務者交付金 納期内納入金額の2.5%（本則）

※導入から5年間は特例措置として+1.0%（=3.5%）

6-4 特別徴収義務者交付金（案）②

【参考】 宿泊税先行導入自治体における状況

課税団体	区分	本則	特例措置	その他
東京都	交付金	納期内納入額の2.5%	導入から5年間+0.5%	交付上限額：100万円
大阪府	徴収奨励金	納期内納入額の2.5%	導入から5年間+0.5%	納期内完納していない場合：2.0% 増額更生等を受けた場合：1.0%
京都市	事務補助金	納期内納入額の2.0%	導入から5年間+0.5%	交付上限額：200万円
金沢市	交付金	納期内納入額の2.5%	導入から5年間+0.5%	交付上限額：前期、後期各50万円
倶知安町	交付金	納期内納入額の2.5%	導入から5年間+0.5%	納期内完納していない場合：2.0% 増額更生等を受けた場合：1.0%
福岡県 福岡市 北九州市	報奨金	納期内納入額の2.5%	導入から5年間+0.5%	交付対象期間におけるすべての申告 を電子申請で行い、かつ納期内納入 の場合は+0.5%
長崎市	徴収奨励金	納期内納入額の2.5%		交付上限額：50万円

6-5 システム改修費補助金（案）

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

基本的な考え方

- ・ 宿泊税の特別徴収にあたり、宿泊事業者側において、新たにシステム等の改修に係る経費が発生することになるが、導入先行自治体では、長崎市のみ「システム改修費補助金」として「補助率2分の1、上限50万円」を交付している。
- ・ 多くの導入先行自治体では、先述の特別徴収義務者交付金において、システム等改修経費相当分として導入から5年間に限って交付率を上乗せすることにより宿泊事業者への支援を行っていたが、本村の場合、北海道とは異なる定率制の採用を検討しているところであり、北海道内の他町村とは異なる税区分に対応したシステム改修を行うことにより多額の費用がかかると見込まれることから、費用の一部の支援について別途検討する必要がある。
- ・ 今後導入を予定している北海道では、2分の1補助（※上限額を設定予定）を検討しているが、本村においては、宿泊事業者への負担軽減を図る観点から、北海道における制度も考慮した上で、補助率及び上限額について検討する。

【留寿都村案】

システム改修費補助金（仮称） 1施設あたり2分の1以上の補助を検討

※上限額は、北海道及び先行導入自治体の事例を参考に今後検討する。

【北海道案】

システム改修費補助金 1施設あたり2分の1補助

※上限額設定予定

先行自治体（長崎市）のシステム整備補助金制度の概要（※北海道資料抜粋）

1 目的

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、特別徴収義務者申告書を提出した事業者を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助する。

2 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修を行う者

3 補助内容

補助率 2分の1（千円未満切り捨て）
補助限度額 50万円

4 補助対象

(1) 対象経費

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）


















補助対象例	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジシステムの改修及び構築 ・ ソフトウェアの購入 ・ PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機（印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品を対象） ・ POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機
補助対象外例	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドの月額・年額使用料や保守料 ・ リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア ・ IT導入補助金などの国等の補助金の交付対象となっている経費 ・ 公租公課（消費税） ・ 人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費、その他（社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費） ・ 交付決定前に開始した事業の経費

(2) 整備内容の例

- ア 宿泊料金（飲食代や消費税等を除いた金額）に応じて宿泊者数を区分し、徴収した宿泊税を管理する。
- イ 毎日の宿泊者数と宿泊税を月ごとに集計する。
- ウ 領収書に「宿泊税」等と印字する。

(3) 補助申請

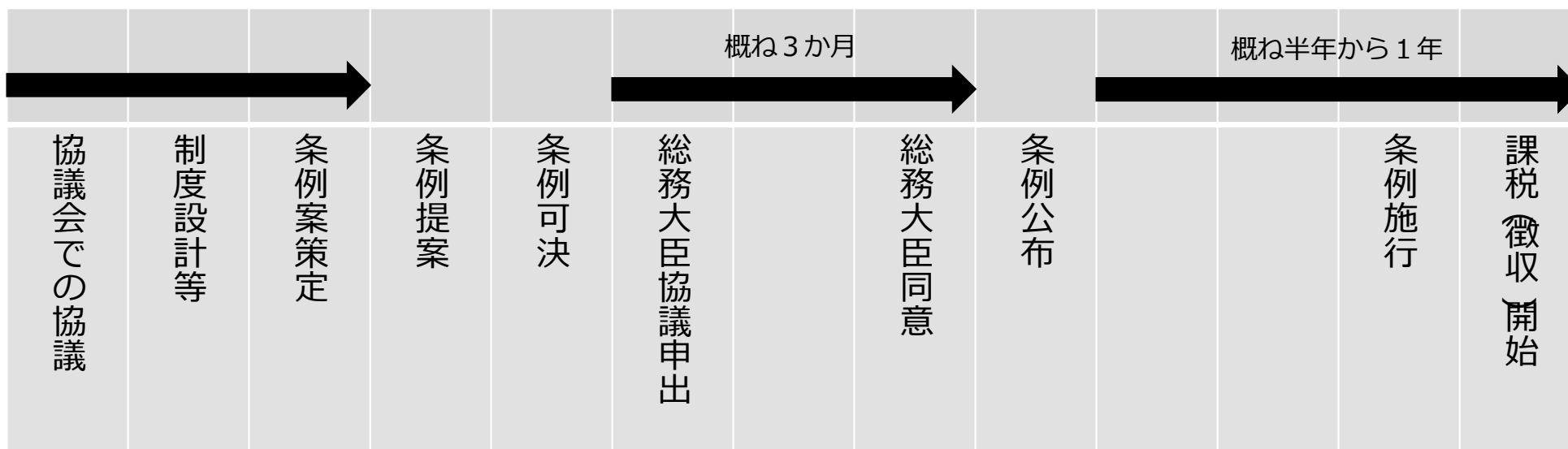
- ア 施設毎の申請
- イ 同一経営者が複数の施設を運営する場合の補助申請イメージ

経営者	ホテル管理システムの改修等	レジ改修等	補助申請例
 経営者 A	 ア —  ① —  a 宿泊施設 システム (ソフト) PC (ハード)	 I レジシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設アのシステム (ソフト) ①と PC (ハード) a ・ レジシステム I の改修
	 イ —  ② —  b 宿泊施設 システム (ソフト) PC (ハード)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設イのシステム (ソフト) ②と PC (ハード) b
	 ウ —  ② —  c 宿泊施設 システム (ソフト) PC (ハード)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設ウの PC (ハード) c
 経営者 B	 エ —  ③ —  d 宿泊施設 システム (ソフト) PC (ハード)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設エのシステム (ソフト) ③と PC (ハード) d
	 オ 宿泊施設		 II レジシステム

7 導入スケジュールのイメージ

7-1 宿泊税の導入スケジュールのイメージ①

法定外目的税の手続等のイメージ



- ・法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。（地方税法第731条）
- ・条例可決後に速やかに総務大臣協議を行い、協議終了（同意）後に条例を公布（公表）する。→施行日（徴収開始日）の決定
- ・宿泊税を導入している他自治体の事例では、条例公布から条例施行するまでの期間は、概ね半年から1年程度となっており、条例施行前に特別徴収義務者としての登録などの手続を行っている。

7-2 宿泊税の導入スケジュールのイメージ②

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

【令和6年度】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月～
宿泊税に関する協議会			● 第1回	● 第2回		● 第3回	● 第4回		● 第5回	● 第6回		
アンケート調査	● 事業者					● 宿泊者						
パブリックコメント											● 考え方提示	● 実施
条例・規則案策定						● 素案策定	● 素案修正		● 条例案策定			● 条例案提出
議員全員協議会						● 経過報告				● 経過報告	● 条例案説明	● 条例案審議
検察庁協議									● 協議申入れ	● 協議結果回答		
村議会（定例会）												● 条例案可決
総務省協議					● 経過報告							● 協議開始
宿泊事業者への説明												● 先行周知

※上記のスケジュールは、最短で協議検討が進んだ場合のイメージ

7-3 宿泊税の導入スケジュールのイメージ③

※お示している項目は、現時点で想定している案になります。今後の北海道と総務省との協議の状況により一部変更となる可能性があります。

【令和7年度】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村議会（定例会）	● 議会可決											
総務省協議	● 協議開始	→		● 総務大臣 同意(想定)								
宿泊事業者への説明	● 説明会案内	● 説明会	→									● (随時開催)
周知期間			←→									
システム改修			←→									
（システム改修補助金）			←→									
徴収開始予定												● R8年度中の 導入を目標

※上記のスケジュールは、最短で協議検討が進んだ場合のイメージ

8 協議会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項

8-1 今後の検討事項①

これまでの協議会における委員の議論・意見を踏まえ、次の項目については、宿泊税の詳細な制度設計や運用段階などにおいて、継続して検討する。

・OTA※を通じて予約し宿泊する場合、宿泊税が含まれた料金で販売すると、合計額に対し10%程度の手数料が発生するという現実がある。この場合、宿泊税分にかかる手数料については、宿泊事業者の負担となることから、宿泊事業者を対象に導入状況の実態調査を行った上で、キャッシュレス決済における対応とは別に、OTA利用の宿泊事業者に対して補助金を拡充する等、支援の検討が必要。

→ 全ての宿泊事業者がOTAを利用しておらず負担の程度に差があること、道が定める以上の交付金の率を定めると、他税や他市町村とのバランスを欠くことから、一律に交付金の率により反映させるよりも、宿泊事業者への支援の施策の中で検討する。（要件を満たした事業者に対する補助金とすることが制度上最も馴染むと考えられる。）また、補助率については、北海道における制度の有無及び実態調査の結果を踏まえ検討する。

※ OTA:インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。Online Travel Agentの頭文字の略。

・宿泊税使途事業検討会議（仮称）において、宿泊税のうちインフラ系に〇%、マーケティング系に〇%、宿泊事業者の補助に〇%、といった基本計画を策定し、細部を詰めることにより事業者の理解を得ることが望ましい。

→ 観光協会を主体とした「観光地マスタープラン」の策定と併せて検討する。（マスタープランと連動させることが望ましい。）

8-2 今後の検討事項②

これまでの協議会における委員の議論・意見を踏まえ、次の項目については、宿泊税の詳細な制度設計や運用段階などにおいて、継続して検討する。

・ 宿泊税使途事業検討会議（仮称）については、宿泊税を導入してから始めるのではなく、現在の観光に関する課題等を明確にし、より具体的な事業内容を検討するためにも、早急に導入する方が望ましい。

→ 「宿泊税に関する協議会」との棲み分けを考慮した上で、宿泊税の導入前を目途に、観光協会を中心とした会議体の立ち上げを検討する。

・ 宿泊税を導入した場合、宿泊事業者においては、既存の入湯税に加え新たな徴収事務が発生し、二重の手間になることが懸念されることから、宿泊事業者の負担が軽減されるよう配慮が必要。

→ （※段階的定額制により導入する＝道税が課税される場合）道税の徴収事務も考慮し、特別徴収義務者交付金等による支援と合わせた中で、帳票の一本化等可能な限り宿泊事業者の負担とならないような徴収事務を検討するとともに、入湯税の特別徴収義務者と協議し事務負担の軽減に向けた検討を行う。

8-3 今後の検討事項③

これまでの協議会における委員の議論・意見を踏まえ、次の項目については、宿泊税の詳細な制度設計や運用段階などにおいて、継続して検討する。

・ 宿泊税の特別徴収にあたり、宿泊事業者側において、新たにシステム改修に係る経費が発生することになることから、村で実施するシステム改修費補助金については、可能な限り宿泊事業者側の負担額が少なくなるような配慮が必要。

→ 仮に、道税が課税されない場合、道からの補助金はないことから、全て村から宿泊事業者に対し補助金を交付することになり、村の判断により補助金の割合を設定する必要がある。宿泊事業者の負担を極力軽減するため、補助金の交付により可能な限り宿泊事業者を支援していくという考えのもと、北海道における制度も考慮した上で、補助率及び上限額について、宿泊事業者の意向や実態調査を踏まえた上で検討する。